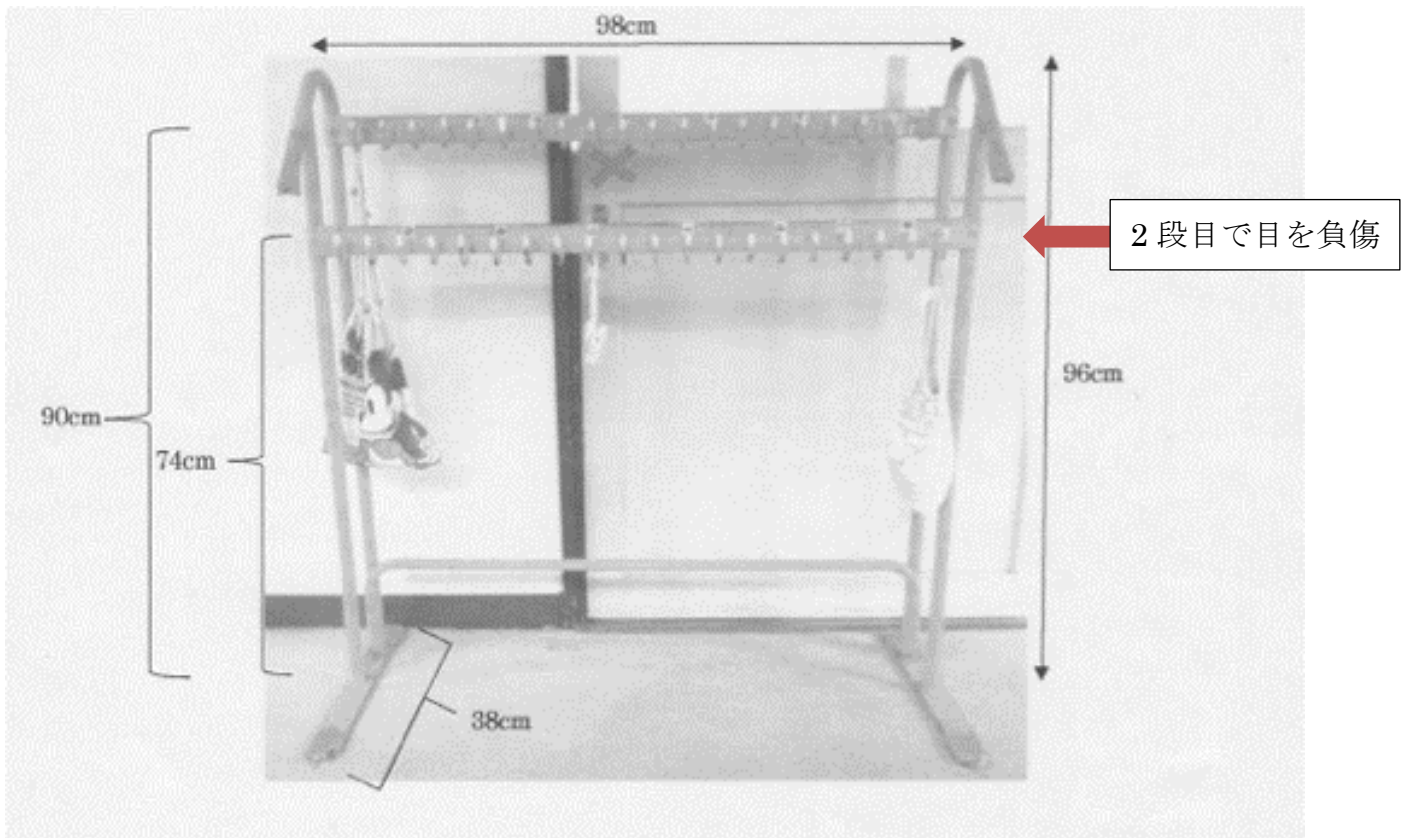


Injury Alert (傷害速報)類似事例

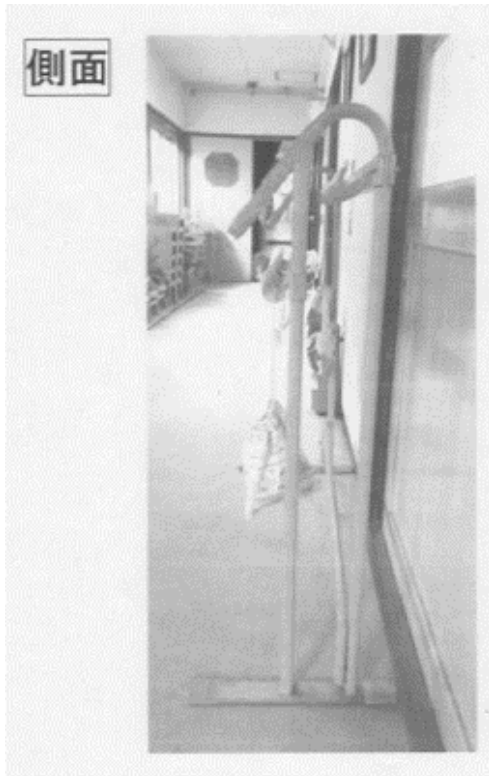
金属製のフックによる眼瞼挫創(No. 80 金属製のフックによる眼瞼裂創の類似事例 1)

事例	基本情報	年齢 4歳5か月 性別 男児 体重 19.8kg 身長 112.5cm
	家族構成	父、母、本人
	発達・既往歴	自閉症、療育施設通園中
臨床診断名		右上眼瞼挫創
医療費		外来 11,090円
原因対象	対象名称	療育施設に設置された金属製タオル掛け(図1)
	入手経路 使用状況	登園時、タオルとコップの入った袋をかけておくもの。登園時間は室内壁側に設置しており、それ以外の時間は室内廊下流しの向かいの壁に設置。 使用頻度：1日6回（登園時、トイレの手洗い、給食前後、帰宅時）
発生状況	発生場所	療育施設の廊下
	周囲の人 周囲の環境	療育施設に母と一緒に通所していた。
	発生年月日	2020年9月X日（水）午後0時33分
	発生時の 詳しい様子 受診までの経緯	自閉傾向のある4歳の男児。午後0時30分頃、療育施設の2段になっているタオル掛の上段のフックにタオルをかけようとした際に、うまくかけられず、勢いで体ごと前のめりになり、手前にある下段のフックの方に顔面がいき、右上眼瞼が下段のフックに引っ掛かった(図2)。母が側にいたが、一瞬のことであった。眼瞼を貫通はしなかったが、腫脹あり、救急車で来院した。 (療育施設から聴取した内容) 本来はフックの前に安全用のバーが通してあるタオル掛であったが、バーを外していた理由は、1つ目に療育施設に通所している発達障害や肢体不自由の子どもたちは、バーがあることにより、タオル等がうまくかけられないこと、2つ目にバーに掴まってしまい、タオル掛そのものが倒れてしまう事象も発生したため、事故の予防としてバーを外して対応していたとのことであった。療育施設では、事故後再度バーを設置し、タオル掛は倒れないように壁へ固定した。新しい安全性がより高いタオル掛への買い替えの手続きをしているところである。

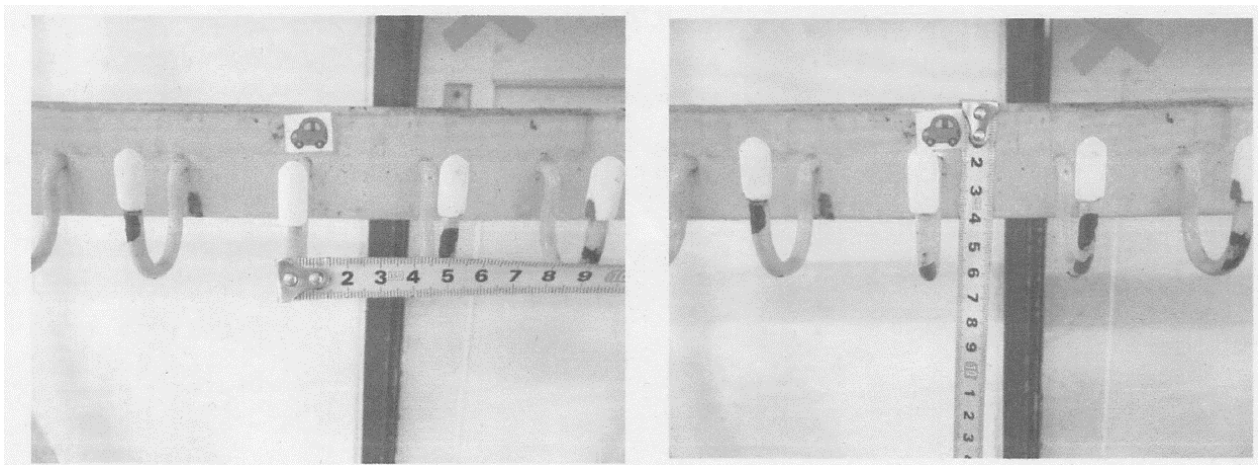
<p>医療機関受診時 以降の治療経過 転帰</p>	<p>医療機関を受診時、バイタルサインは安定していた。上眼瞼は著明に腫脹(3×4 cm程度)。出血はガーゼに少し付着する程度で止血はできていた。開眼はわずかに可能であったが、眼瞼の粘膜面は十分な観察は困難であった。眼科コンサルトし、開眼器使用し、粘膜面、角膜、眼底を観察。眼球には明らかな損傷なく、粘膜面は翻転可能であった部位には裂傷は確認できず。出血していた様子があり、挫創があったことは疑われた。抗菌薬点眼処方受け、外眼筋の損傷の可能性は否定できず、腫脹が改善してきたころにフォローの方針となった。受傷8日後に再診。眼球運動異常なく、右上眼瞼の腫脹は改善し、疼痛も消失していたためフォロー終了となった。</p>
-----------------------------------	---



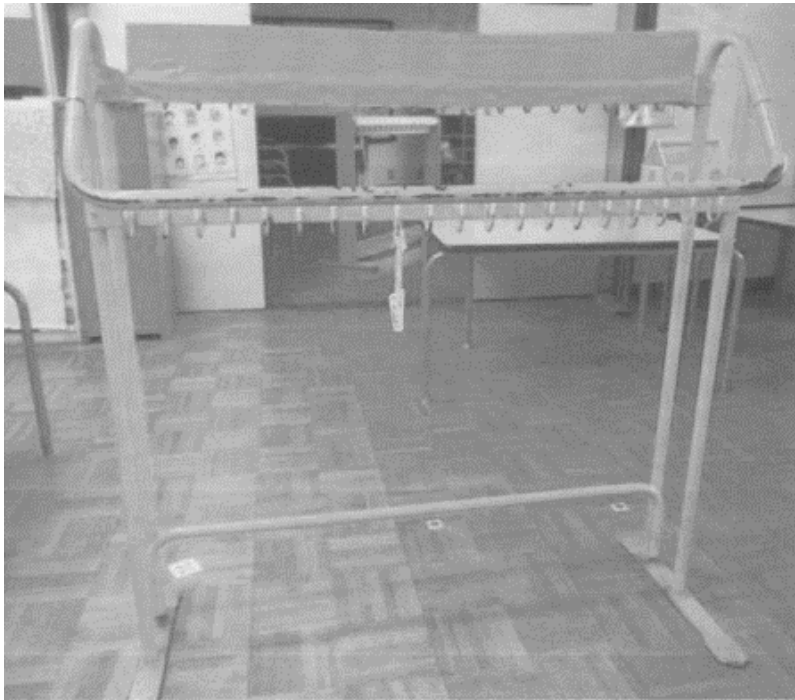
【図 1-a】製品の写真 (安全バーが外れている)



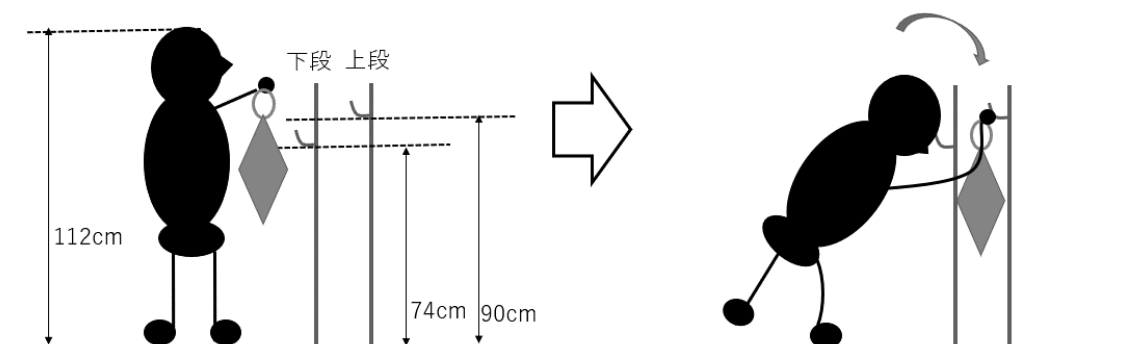
【図 1-b】 側面



【図 1-c】 フック部分のサイズ



【図 1-d】 安全バーを設置している状態のタオル掛



【図 2】 受傷時状況のシエーマ

上段のフックにタオルの紐をかけようとしたとき、勢いで下段のフックで右眼瞼を受傷した。